

「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日
平野中学校生徒指導部

【いじめの定義】
 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめに対する基本的な考え方】
 (1) いじめは現に起きているという危機意識をもって対応する。
 (2) いじめは人間として決して許されないことである。
 (3) いじめ問題の克服に向けて、学校・保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し迅速に対応していく。

いじめ防止等にかかる取組

いじめの未然防止のための取組

《学級経営の充実》
 ○受容的・共感的態度により生徒の良さが発揮され、互いに認め合う学級づくりに努める。
 ○生徒が安心して学べる環境作りに努める。
 ○生徒一人ひとりの個性・よさを伸ばす取組を行う。
《授業中の生徒指導の充実》
 ○「自己決定」・「自己存在感」・「共感的人間関係」・「安全・安心な居場所づくり」のある授業づくりに努める。
 ○「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒たちの学び合いを保证する。
《道徳教育》
 ○いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を計画的に推進する。
 ○思いやりや生命・人権を大切にしている指導の充実を努める。
《学校行事》
 ○自然体験・社会体験を通じた、豊かな人間性・社会性を育む教育活動を推進する。
《生徒会》
 ○ルール の 確立と共通実践を推進する。
 ○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自治的・自発的な活動を尊重し支援する。

いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組

《定期悩みごと調査の実施》
 ○年3回生活アンケート調査を計画的に実施し、いじめの早期発見に努める。
 ○記述の分析に細心の注意を払うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーの専門的立場による助言を活用する。
《生徒指導委員会の開催》
 ○定期的な情報の収集により、共通理解に立った指導事項の明確化を図る。
 ○気になる生徒に関わる情報交換とその対応策を明確にする。
《教員の共通理解・実践》
 ○いじめ防止に対する意識を高めるとともに、相互の情報交換を積極的に行う。
 ○休み時間・昼休み・放課後等の校舎巡回を積極的に行う。
《生徒とのコミュニケーション》
 ○生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の生徒との雑談を通して信頼関係を構築するとともに、生徒の生活に目配せする。
《保護者との連携》
 ○いじめに対する学校の考え方・取組を保護者に周知し、保護者からの情報提供を求める。
《Q-Uテストの活用》
 ○分析を行い、孤立している生徒を把握する。

教育相談体制の充実

《定期教育相談の開催》
 ○二者面談の定期的な実施により悩み事等の早期発見に努める。
 ○相談活動を通して、生徒と教師の信頼関係を構築する。
《スクールカウンセラーとの連携》
 ○専門的立場の見解を参考にし、問題の適切な解決を図る。
 ○悩みのある生徒とスクールカウンセラーとの積極的な接続を支援する。
《教育相談スキルの向上》
 ○教育相談研修会及び事例研究会の実施により、共感的理解に関わるスキル向上を図る。
 ○記録の累積により、指導力の向上を図る。
《チャンス相談の実施》
 ○心配される生徒との適切な教育相談実施による早期対応を図る。
《関係機関との連携》
 ○小学校・教育委員会・児童相談所・警察等との連携強化により積極的な情報交換及び助言の活用を図る。
《匿名による訴えへの対応》
 ○匿名による訴えに理解を示すとともに、意向に沿った対応を推進することを周知する。その中で問題となる生徒の情報収集にあたる。

いじめに対する早期対応

【組織構成】
 校長・教頭・生徒指導主事
 学年主任・担任・学年教員
 養護教諭・部活動顧問
 スクールカウンセラー（適宜）
 その他校長が必要と認める者

【学校いじめ対策組織】
 ○生徒指導委員会との連携強化
 ○各学年の情報交換及び共通理解
 ○指導方針の確立と共通実践
 ○迅速かつ的確な対応及び指導

【全職員との共通理解】
 ○職員会議・打ち合わせ等による情報の共有化及び留意事項の確認
 ○再発防止への取り組み

指導方針の確立・分担

《情報の整理》
 ○いじめの態様、関係者被害者、加害者、周囲の子どもの状況を把握する。
《対応方針》
 ○「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の緊急度・危険度を確認し、指導方針を決定する。
《役割分担》
 ○被害生徒への支援担当加害生徒への指導担当、周囲の生徒への指導担当、保護者への対応担当、関係機関への対応担当、マスコミへの対応担当を明確にする。
《外部機関との連携》
 ○警察へ通報する。
 ○いじめ防止サポートチーム（市教委）の派遣依頼をする。

事実の究明と支援・指導

《事実の究明と指導》
 ○いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
 ○聴取は、被害者→周囲にいるもの（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順で行う。
 ○事情聴取に関しては、安心して話せる環境を提供する。（守秘義務）情報の食い違いがないかを複数の教員で随時確認し、正しい情報に基づき指導ができるようにする。

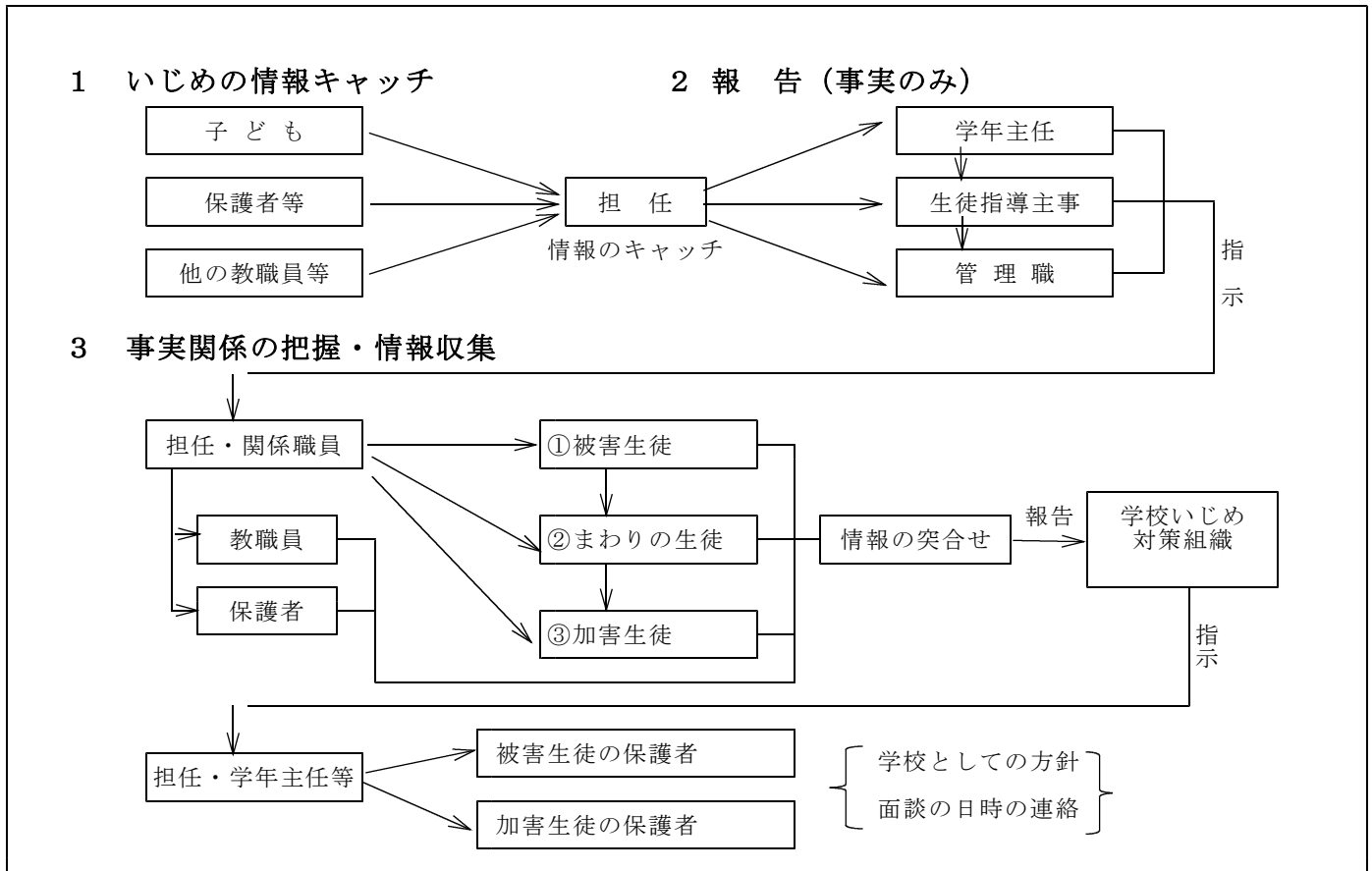
**被害・加害生徒の指導
周囲の生徒への指導**

《被害生徒への対応》
 ○いかなる理由があっても、徹底して味方になることを理解させる。
 ○継続した支援を行う。
《加害生徒への対応》
 ○毅然とした態度で指導する。
 ○どうすべきだったのか、今後どうするかを内省させる指導をする。
《傍観者への対応》
 ○いじめは、学級や学年集団全体の問題であることを理解させる指導をする。

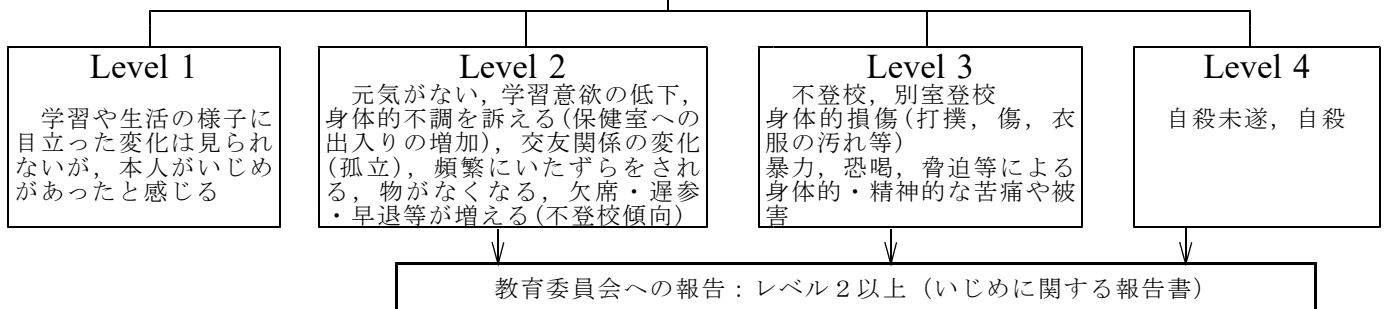
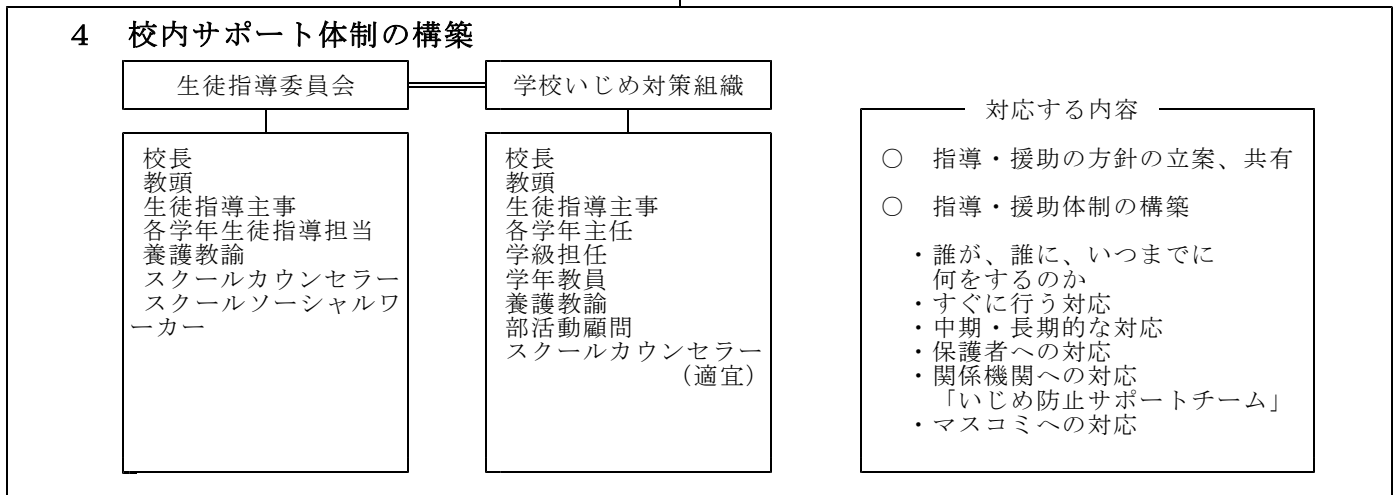
保護者との連携

《被害生徒の保護者》
 ○速やかに家庭訪問し、事実を正確に伝える。
 ○学校の対応、方針等を具体的に示す。
 ○本人・保護者の意向を大切にしたい対応をする。
《加害生徒の保護者》
 ○家庭訪問により、事実を伝え、いじめの深刻さを認識してもらおう。
 ○指導に対する協力を依頼する。
《日常的な連携》
 ○学校の方針を周知徹底し、情報提供等を依頼する。

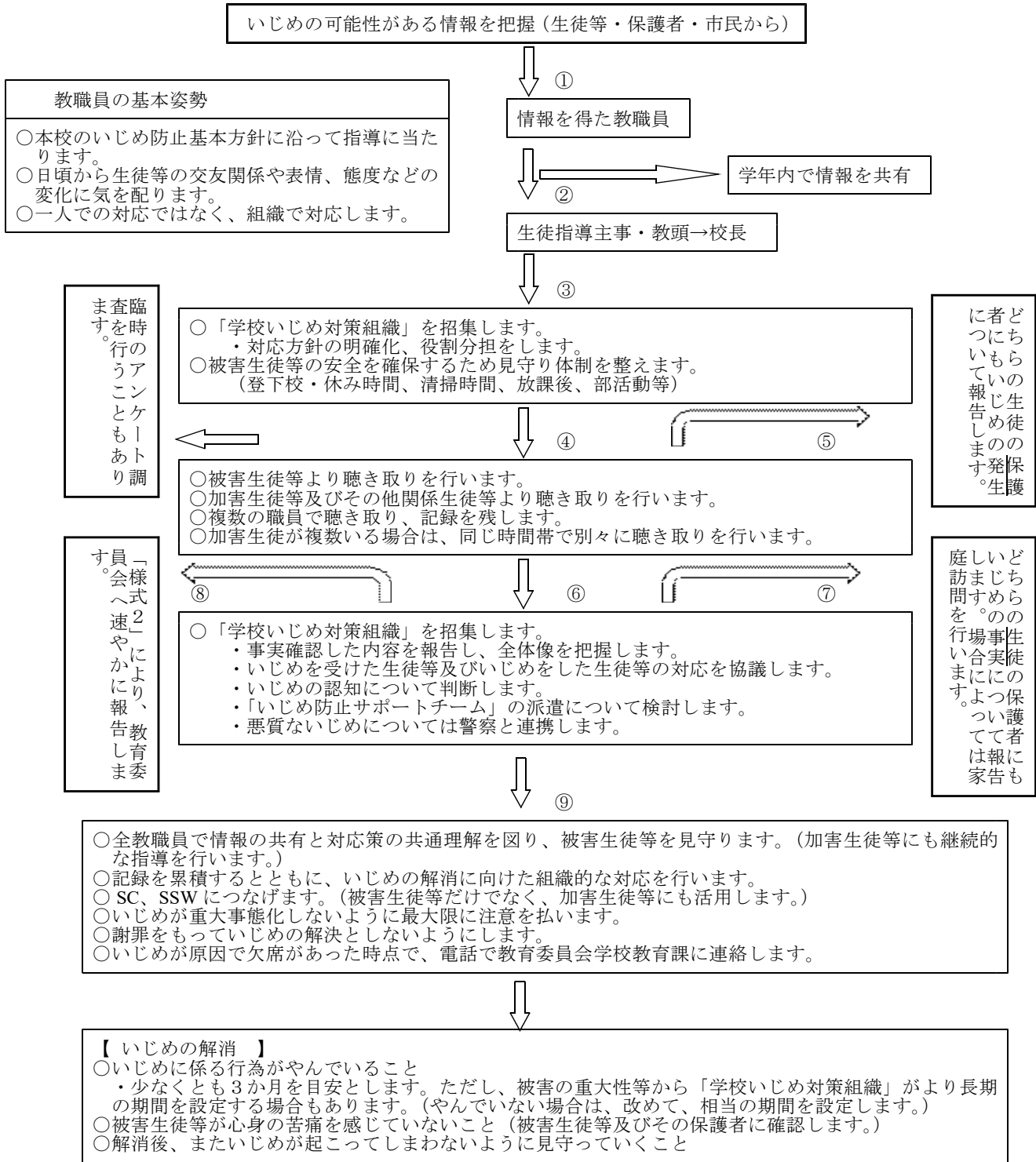
【いじめを認知した場合の校内での対応】



※ 緊急度に応じて3, 4を同時に行う



【VI 生徒指導部諸計画】



【重大事態への対応】

- (1) 調査を要する重大事態
 - ① いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な被害を負った場合
 - 金品等に重大に被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより生徒が相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- (2) 重大事態の報告
学校は教育委員会を通じて7日以内に市長へ事態発生について報告します。
- (3) 重大事態発生時の対応
 - ① 教育委員会が調査主体を学校と判断し、学校が調査する場合は、速やかに、組織を設け、事実関係の調査を実施します。
※原則、学校は不登校重大事案を扱います。なお、学校が重大事案の調査を行う場合は、学校いじめ対策組織にその性質に応じて外部人材を加えます。
 - ② 調査を実施する際は、ガイドラインが示す6項目（①調査の目的・目標②調査主体（組織の構成、人選）③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする生徒・教職員の範囲）⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）を調査前に被害生徒等及びその保護者へ説明します。
 - ③ 調査結果については教育委員会を通じて市長に報告します。

【VI 生徒指導部諸計画】

【いじめ防止チーム年間活動計画】

月	活動内容	備考 他の組織との関連事項
4	第1回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止基本方針の確認 ○ いじめ対策委員会組織編成（確認） ※ <u>いじめ対策委員会は定例のほか対応事案が発生した場合に随時行う。</u>	・ 特愛生徒確認（生徒指導委員会） ・ カウンセリング開始
5	第2回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止環境の確認について 第1回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	○ 就学指導委員会 ・ 民生委員との話し合い ・ 学校生活アンケート（生徒指導部）
6	管理職によるいじめ対応等に関する伝達講習	・ Q-Uテストの実施（1・2年）
7		・ 夏休みの指導（生徒指導部） ・ Q-Uテストの結果の分析・対応策の検討（学年会）
8	第3回生徒指導全体協議会 第2回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	・ 夏休み明けの対応について ・ 欠席しがちな生徒の状況確認と対応（生徒指導委員会） ・ 学校生活アンケート（生徒指導部）
9		○ 就学指導委員会
10		・ 学校不適応生徒の把握と対応（生徒指導委員会）
11		○ 二者相談 or 三者相談実施
12		・ 学校評価アンケートによる評価 ・ 進路・受験にかかわる悩み二者面談（3学年） ・ 冬休みの指導（生徒指導部）
1	第4回生徒指導全体協議会 ○ いじめ防止対策基本方針の見直し ○ いじめ対応シミュレーション研修 第3回生活アンケート実施と結果分析協議 ※ アンケート結果により臨時委員会会議を実施	・ 冬休み明けの対応について ・ 欠席しがちな生徒の状況確認と対応（生徒指導委員会） ・ 学校生活アンケート（生徒指導部） ・ 学校評議員による評価
2		・ 学校不適応生徒の把握と対応（生徒指導委員会） ○ 就学指導委員会
3	※ 活動の引き継ぎ	・ 次年度引継ぎ事項の確認 ・ 学級編成（クラス替え）対応（1・2学年）

※上記年間活動計画以外にも、教育研修課のいじめに関する研修に積極的に参加します。

【いじめ防止・対策に関する評価と改善】

(1) 学校ホームページに「いじめ防止基本方針」を掲載し周知徹底を行うとともに、学校評価アンケートの結果をもとに学校のいじめ防止基本方針の見直しを適宜行います。

(2) 年間を通じて、いじめ発生件数が0の場合、その事実を生徒・保護者へ通知します。

